

令和7年4月

現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人は、工事現場に常駐することが義務付けられていることから、他の工事と重複して現場代理人となることはできませんが、工事請負契約約款第9条第3項に基づき区が認めた場合に限り、常駐の緩和による他工事との兼務を認めることとします。この場合の取り扱いについては、次のとおりとします。

1 現場代理人が他の工事を兼務できる要件

以下の要件をすべて満たし、区が認めた場合に限り、他の工事を兼務することができるものとする。

(1) 対象工事

- ア 葛飾区が発注した工事であること。
- イ 施工場所が葛飾区内で、兼務する工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にあること。
- ウ 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事であること。なお、工事仕様書等において、他工事との現場代理人の兼務が認められないとの記載がある工事は対象としない。
- エ 兼務する工事がいずれも通年維持工事ではないこと。
- オ 兼務する工事が2件までであること。

(2) 現場体制

- ア 現場代理人は、必ず、兼務するいずれかの現場に駐在すること。ただし、工事請負契約約款第9条第3項第1号から第5号に該当し常駐を要しないと認められた期間は除く。また、監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- イ 現場代理人が現場で不在となる場合は、連絡員を配置すること。
- ウ 配置する連絡員は、契約締結時点で受注者と直接的な雇用関係にあること。
- エ 現場代理人と連絡員の間で、常に連絡が取れる体制であること。
- オ 現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行できること。

2 兼務にかかる申請手続きについて

受注者は、契約締結後、現場代理人配置届提出時に、別記1及び別記2の「現場代理人の兼務に係る確認事項」に必要事項を記載し、担当の工事主管課へ提出すること。

3 その他

- (1) 兼務が認められた場合においても、1(1)の要件を満たさなくなった場合又は1(2)に定める現場体制を整えることができないと区が判断した場合は、新たな現場代理人を速やかに配置すること。
- (2) 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに注意すること。
- (3) 現場代理人は、建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する営業所技術者及び特定営業所技術者を兼務することはできない。